

尼崎市西武庫公園分区園募集要項

尼崎市西武庫公園分区園は、花と緑のまちづくりの一環として余暇時間を利用し、緑豊かで美しい花づくりを通じて自然に親しみ、生活に潤いと楽しさをもたらすために設置した「貸し花壇」です。

利用を希望される方は、本募集要項をよくお読みの上、分区園利用許可申込書（様式1）によりお申込み下さい。

1 募集区画

分区園50区画（尼崎市武庫元町3丁目14番1号西武庫公園内）

1人につき1区画のみ（ただし空き分区園がある場合を除く）。



2 使用料

1区画当たり年間6,800円

支払いについては、本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに全額納付してください。

3 利用期間

令和4年4月1日から最長3年間（令和4年度から令和6年度までの3年間）で、自動更新できます。

利用廃止をする場合は、廃止月の30日前までに廃止届けを公園計画・21世紀の森担当へ提出して下さい。

4 申込み条件及び利用にあたって注意事項

- (1) 尼崎市都市公園条例第7条第2項、尼崎市暴力団排除条例に該当する場合は、申込みできません。
 - ・公の秩序、善良の風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
 - ・施設又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。
 - ・その他公園の管理上支障があるとき。
 - ・暴力団の利益になるとき等。
- (2) 尼崎市内在住の方を優先募集します。
- (3) 分区園では、花きを栽培してください。野菜は栽培できません。
- (4) 利用許可を受けた者が第三者に損害を及ぼした時は、利用許可を受けた者の責任において解決してください。
- (5) 利用許可を受けた者が施設を変形、損傷させたときは利用許可を受けた者の責任において原形に復旧してください。
- (6) 利用許可を受けた者が栽培中の花き類の紛失、損傷等で損害を受けた場合、尼崎市は一切その責任を負いません。
- (7) 分区園利用期間中にやむを得ない理由（引越し、長期療養、死亡等）で分区園の利用を廃止する場合は廃止希望月の30日前までに分区園廃止届（様式3）を公園計画・21世紀の森担当まで提出してください。
- (8) 利用許可を受けた者が営業を目的として分区園を利用し又は工作物を設けることは禁止します。その場合、分区園の利用許可を取り消します。
- (9) 分区園の利用権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供することはできません。その場合、分区園の利用許可を取り消します。
- (10) 使用料は、本市が指定する期日までに全額納付してください。納付しない場合は分区園の利用許可を取り消す場合があります。
- (11) 分区園は、原則として分区園利用許可申込書（様式1）に記載された申込者以外には利用できません。その場合、分区園の利用許可を取り消す場合があります。
- (12) 分区園を2ヶ月以上利用していない場合、分区園の利用許可を取り消す場合があります。
- (13) 原状回復
利用者は、利用期間が満了し、次期更新しない場合は、本市が指定する期日までに分区園の原状回復を行ってください。
- (14) 肥料等栽培に必要な経費は、利用許可を受けた者の負担とします。

5 申込み方法

(1) 申込み受付期間

2月28日（月）までに公園計画・21世紀の森担当へ利用許可申込書（様式1）を直接持参または郵送してください。（必着）

直接持参の場合、受付時間は午前9時～午後5時30分まで。（土曜日、日曜日、祝日は除く）

今回の募集で空きになった分区園については随時受け付けします。

(2) 申込み受付場所

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼崎市役所 都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当（北館6階）

(3) 申込みの手続きから分区園利用までの流れ

① 申込み

利用許可申込書（様式1）を公園計画・21世紀の森担当まで
直接持参または郵送してください。

（ファックス、Eメールによる受付は行いません。）

② 抽選募集

申込多数の場合は3月4日（金）午前11時より、西武庫公園のゆめハウスで抽選を行います。抽選日にお越しになられない場合は、市で代理抽選させていただきますのでご了承下さい。

③ 使用料の支払い

分区園利用許可書（様式2）と同時に納付書をお渡しします。本市が指定する期日までに使用料を全額納付してください。

④ 利用開始

6 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、尼崎市都市公園条例、尼崎市都市公園条例施行規則等の関連諸法令等に定めるところによって処理します。

7 問い合わせ先

尼崎市都市整備局土木部公園計画・21世紀の森担当

尼崎市東七松町1丁目23番1号（北館6階）

電話（06）6489-6530

以 上